

## 少年事件の簡易送致について

平成 17 年 8 月 17 日

栃少第 3 号ほか

軽微な少年事件の厳正かつ迅速な捜査と少年の要保護性に応じた処遇を確保するために必要事項を定めたものである。

本通達の概要は、

- 改正の趣旨
- 簡易送致の際に添付する捜査書類等
- 運用上の留意事項

である。